

# IFRIC活動状況報告 (2008年11月～2009年1月)

国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

## 1 はじめに

2008年11月から2009年1月までの国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)会議及びIFRIC関連プロジェクトについて活動状況を報告する。IFRICの2008年11月会議が、2008年11月6日にロンドンのIASB本部で行われた。近年公表されていた解釈指針案について順調に再審議が終了したことなどから、2009年1月会議はキャンセルされた。次回の会議は2009年3月に開催が予定されている。

2008年11月会議では、①解釈指針案第24号「顧客からの抛却」、②REACH規則コンプライアンスコスト、③顧客関連無形資産、④IFRIC第14号「IAS第19号－給付建資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」－最低積立要件における任意前払抛却金、⑤アジェンダ項目決定、⑥アジェンダ項目仮決定、⑦その他検討中の項目、について審議が行われた。

本稿では、これらのうち、①から③及び⑤、⑥の一部に関する議論の内容を紹介する。また、2008年12月及び2009年1月のボード会議におけ

る、これらIFRIC関連プロジェクトの進展状況を適宜報告する。

筆者はIASBの研究員(テクニカルスタッフ)として主にIFRIC関連のプロジェクトに従事している。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

## 2 2008年11月会議の特徴

- 解釈指針案第24号が最終合意に至った。
- IAS第38号に関連する実務的論点が多い(REACH規則、顧客関連無形資産、規制資産負債)。
- 金融商品に関連する実務的論点が多い(譲渡制限有価証券評価、プットブル金融商品、活発でない市場での金融商品評価)。
- 電気ガス等の規制業界に関連する重要テーマが多い(解釈指針案第24号、規制資産負債)。

なお、解釈指針案第24号は、2009年1月に解釈指針第18号として公表された。規制資産負債(Regulatory Assets and Liabilities)は、2008年11月のSAC会議及び2008年12月のボード会議で新規ボード・プロジェクト

「規制料率活動(Rate-regulated activities)」として承認された。

## 3 解釈指針案第24号 「顧客からの抛却」

IFRICは2008年11月会議で、解釈指針案第24号に関する再審議を終了した。IFRICは、2008年7月と2008年9月の会議で仮合意した見解に基づき、スタッフが用意した解釈指針の改訂草案と結論の根拠、設例について検討をした。特に、最後の焦点となっていた、資産認識と収益認識についてテクニカルな検討を行った。

解釈指針案第24号は、企業(例えば、電気事業者など)が有形固定資産(例えば、変電所)を顧客(例えば、不動産開発事業者)から譲受して、その見返りに財貨サービス(例えば、電気)の供給に必要なネットワーク(例えば、電力網)へのアクセスを顧客に与える場面において、企業サイドに適用される解釈指針である。プリンシプルベースのIFRSsゆえ、業種は問わないことに注意が必要である。主な論点は下記のとおりである。

- 顧客から譲受した資産を譲受企業は資産として認識すべきか、認

識する場合に当初測定はいかにすべきか。

- ・ 譲受資産が公正価値で当初認識される場合、貸方側の処理をどのようにするか。
- ・ 有形固定資産の取得に充てるために現金を受領する場合、どのように会計処理するか。

#### (1) 解釈指針のタイトル

IFRICは、法的管轄によっては、contributionは交換取引ではなく、片務的取引（例えば、寄付行為）を意味するおそれがあることを認識した。この解釈指針は、企業が顧客から資産を一方的に譲受する取引を想定しているのではなく、資産譲受の対価として企業が何らかのサービスを提供する交換取引を想定している。また、国によっては翻訳が困難な場合があることから、IFRICはcontributionに替えて、transferという用語を用いることとした。その結果、タイトルが解釈指針X号「顧客からの資産の譲渡（Transfer of assets from customers）」という名称に変更された。

#### (2) 誰が資産を支配するのか

解釈指針案第24号では、資産認識を決定するステップとして複数のステップが要求されていた。例えば、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」及びIAS第17号「リース」についても検討対象に含まれていた。再協議の結果、IFRICはステップを簡素化することとし、誰が資産を支配しているかについて焦点を当てた。IFRICは、ガイダンスはフレームワークに規定される資産の定義のみに基づくべきと結論した。IFRICは、スタッフが用意した下記文案を支持した。

「企業が有形固定資産を顧客から

譲渡（transfer）により取得する場合、企業は譲受した対象物がフレームワークに定める資産の定義を満たすか否かを検討しなければならない。フレームワーク第49(a)項は、「資産とは、過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源をいう」としている。通常、企業は有形固定資産の譲受対象物について所有権を有することになると考えられる。しかしながら、資産の存在を決定するに当たり、所有権は決定的な要件にならない。したがって、顧客が譲渡物件を支配し続ける場合、譲渡の事実にかかわらず、譲受企業において資産の定義は満たされないことになる。

譲受した有形固定資産を支配する企業が、一般的に、当該資産を意のままにすることができる。例えば、資産を支配する企業は、他の資産との交換、財貨・サービスを生産する活動への投入、代金を対価とする他者への使用供与、負債決済手段としての使用、株主に対する分配など、自由に資産を使用することができる」

IFRICは、このガイダンスが解釈指針案第24号の提案よりも明確であると結論し、スタッフに対して最終解釈指針の修正を指示した。

#### (3) 収益認識

IAS第18号第13項は、単一取引に含まれる個別識別可能構成部分ごとに収益認識することを求めている。IFRICは、IAS第18号第13項に従って、資産譲受の対価として提供されるサービスが実質的に何であるかを識別して収益認識することを決定した。IFRICは、審議の結果を受けて、スタッフに対して最終解釈指針の修正を指示した。

#### (4) その他

IFRICは、スタッフに対して、顧客の定義を明確化するように求めるとともに、契約上の複数の当事者によって供給されるさまざまなサービスの性質を明確化するように求めた。

例えば：

- ・ 顧客はネットワーク企業以外の供給業者より電気供給を受領する選択権を有している場合、本解釈指針が、有形固定資産の譲受人たるネットワーク企業に適用されること、また、受領したサービスは電気の供給を受けるためのネットワーク（電力網）利用であることを明確にすべきとした。
- ・ 建設中の住宅ユニットの用に供するために変電所が不動産開発業者から電力会社に譲渡される場合、住宅所有者は変電所の譲渡人ではないが電力網の最終利用者である。このような場合、最終解釈指針は、不動産開発業者が資産を譲渡する「顧客」であることを明示すべきとした。

#### (5) 投票

IFRICは、再審議中に解釈指針案に加えてきた変更が、IFRICデュープロセスハンドブックに要求される再公開（re-exposure）が必要な程度であるかを検討した。IFRICは収益認識に関する変更点が顕著（significant）であることを理由に、コメンテーターの便宜を考慮してNear-final draft<sup>1</sup>を通常よりも長い期間ウェブサイト上で公開することとした。

IFRICは、解釈指針は、最終解釈指針の発行から3か月後に生じる譲渡取引から将来的に（Prospectively）適用されるとした。最終的に、IFRICはミーティングの場で投票し、ドラフト変更点に対する最終確認を条件

として、コンセンサスを確認した。

本解釈指針は2009年1月ボード会議にて承認された後、IFRIC第18号「顧客からの資産の譲渡 (Transfer of assets from customers)」として公表された。IFRIC第18号の内容及び背景について、本誌にて別途解説する予定である。

## 4 REACH規則 コンプライアンスコスト

IFRICは、欧州規制 (European Regulation) の要求に従い発生する法令遵守コスト (主に登録費用や登録に伴う実験費用など) についてガイダンスを提供するべく、アジェンダ項目に当該論点を追加するようリクエストを受けた。この規則は、Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (化学物質に関する登録、評価、承認及び制限) という規則名の頭文字を取って、REACH (リーチ) と呼ばれている。2008年7月の会議において、IFRICは本論点をアジェンダ項目として仮決定した。IFRICは、ヨーロッパ以外の法的管轄においても同様の化学物質規制導入が検討されていることから、特定の国・地域の法規制ではなく、広く一般的な原則に基づいて論点を分析することを決定した。2008年11月会議において、当該論点がIFRICのアジェンダ対象となるか、それぞれのアジェンダ要件を検討した。そのため、IFRICは下記について検討した。

### (1) 新規制の主な特徴

REACH規則により、今後EU域内市場にて、規制対象となる化学物質を用いた製品を販売又は製造する企業は、事前に当局に当該化学物質の安全性に関する登録をする必要があ

る。新規制の特徴として下記の点が検討された。

- REACH規則は自己責任の概念に基づく制度である。政府又は当局ではなく、企業自らが化学物質の安全性を証明する制度であり、従来の制度と比べて安全性の举证義務が当局から企業に転嫁されることとなる。
- 企業は、当局へ支払う登録費用のほか、化学物質の安全性を立証するための実験費用を負担する。実験結果を他社 (先に登録済みの企業) から購入する、若しくは共同で届出をする場合には実験費用を共有することもある。
- 事前に登録をしない限り、企業は市場で販売・製造活動ができない。
- これから上市する新規の物質 (new substances) だけでなく、既に上市されている既存の物質 (existing substances) も登録対象となる。

### (2) 会計基準と実務

IFRS、米国基準ともに直接的なガイダンスはない。あえていえば、IFRIC第6号が、EU指令による電気・電子機器廃棄費用に関する負債認識ガイダンスを提供している程度である。欧州主要化学企業の開示実務について簡易調査をしたが、会計方針の開示例は見当たらなかった。

### (3) 会計上の論点とIFRSにおける 会計処理の複数の見解

会計上の論点として、主に下記の点が指摘された。

- コンプライアンスコストはIAS第38号に定める資産認識要件を満たすか。
- IAS第37号に基づき、将来発生が予想されるコンプライアンスコ

ストを負債認識すべきか。

主要会計事務所の社内ガイダンスを調査したところ、前者の問題については、おおむねIAS第38号による資産認識を認めていた。ただし、新規物質の取扱いと既存物質の取扱いで若干の差異が認められた。後者の問題については、負債認識不要でほぼ一致していた。

IFRICは、当該論点をアジェンダ項目とすべきかについて最終決定しなかった。新化学物質規制には解釈指針が必要になるほどのユニークな特徴があるかについて、更に検討を続けることとした。化学物質の登録によって、企業はどのような権利 (Rights) を獲得できるのかについて追及することになった。この調査が、プロジェクトスコープ決定とアジェンダ決定に役立つとされた。

## 5 顧客関連無形資産

IFRICは、契約によらない顧客関係 (non-contractual customer relationship) が企業結合で生じる状況についてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。IFRS第3号企業結合 (2008年改正) は、買収企業がのれんとは別個に認識可能な無形資産を認識することを求めている。無形資産は、IAS第38号無形資産に定める契約・法的要件 (contractual-legal criterion) 若しくは識別可能要件 (identifiable criterion) を満たした場合に認識可能である。IAS第38号の契約・法的要件を満たすことから、契約による顧客関係 (contractual customer relationship) は常にのれんとは別個に認識される。しかしながら、契約によらない顧客関係がのれんとは別個に認識されるの

は、識別可能要件を満たした場合だけである。

IFRS用語集は契約（contract）を定義している。IFRS第3号の適用ガイダンス第B31-B40項は、無形資産の認識に関するガイダンスを提供しており、無形資産が契約・法的要件若しくは識別可能要件のいずれに基づくものであるかを示している。IFRS第3号IE28項は、企業顧客間の顧客関係の存在を特定する指標を提供している。また、同項は、顧客関係が営業サービス部門代表者による顧客との通常の接触など契約以外の手段を通じても生じるとしている。

顧客関係の構築方法は、顧客関係存在の特定には役立つが、買収企業が無形資産の認識を決定する上で第一義的な根拠とすべきではないと、IFRICは結論した。IFRICは、IE28項に規定する要件<sup>2</sup>が無形資産認識の際に、より一層考慮されるべきとした。顧客関係の存在と顧客の購買履歴に関する情報は、顧客関係無形資産の評価には役立つが、無形資産認識の有無を決定付けるべきではないとした。

IFRICは、IFRS第3号のガイダンスに基づいて解釈指針を作成することはできないと判断した。

本論点に関して広い混乱が実務上観察されることから、IFRICはIASBとFASBが解決すべきと判断した。IFRICはIFRS第3号を下記のように見直し、改訂することを推奨している。

- ・ 「契約上の顧客関連無形資産」と「契約によらない顧客関連無形資産」との区別を企業結合基準から削除すること。
- ・ IFRS第3号IE28項に定める顧客関係の存在を特定する指標を見直すとともに、これらを基準の中

に含めること。

ボードは、12月のボード会議にてIFRICの提案を検討することを仮決定した。

## 6 アジェンダ項目決定

下記の論点については、IFRICで検討されるべきアジェンダ項目ではないことが決定された。

- ・ IAS第39号 金融商品：認識と測定－譲渡制限ある有価証券の評価（Valuation of restricted securities）
- ・ IFRIC第14号「IAS第19号－給付建資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」－安定的雇用の前提（Stable workforce assumption）

上記のうち、IAS第39号 金融商品：認識と測定－制限ある有価証券の評価（Valuation of restricted securities）を紹介する。IFRICは、活発な市場で公正価値が形成されている有価証券について、契約及び法的規制により一定期間、有価証券の売却が制限されている証券保有者は、市場価格から一定額を割引いて当該有価証券を評価すべきかについてガイダンスを要求された。

前回のIFRIC会議でのアジェンダ仮決定に対するコメントを中心に議論が行われた。コメンテーターの指摘は下記のとおりである。

- ・ 譲渡制限は、当該有価証券に関連するののか、特定の保有者に関連するののか、について実務上解釈に幅がある。前者の例は、新規株式公開時における一定期間の譲渡制限である。
- ・ 有価証券の公正価値自体を調整するののか、それとも有価証券の公

正価値を直接調整するのではなく、別個に割引額を負債計上するののか、についても実務がまちまちである。

- ・ IFRS第2号とIAS第39号の間には不整合がある。IFRS第2号には、オプション評価に流動性リスクを考慮するとする条文が存在することから（IG Example 11）、譲渡制限有価証券の評価に際して割引をすると読むことができる一方、IAS第39号にはこのような規定がない。

IFRICは、提供されるであろうガイダンスは、解釈というよりは適用ガイダンスの性質を有すと考えられることから、現在ボードで進行中の公正価値測定プロジェクトで追加ガイダンスを提供することが適当と判断した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダ項目に追加しないことを最終決定した。

## 7 アジェンダ項目仮決定

IFRICは、下記の論点についてアジェンダ項目の仮決定をした。2008年12月15日を期限としてコメントを募集した。2009年1月のIFRIC会議がキャンセルとなったため、2009年3月のIFRIC会議にてコメント分析とアジェンダ項目最終決定を実施する予定である。

- ・ IAS第28号関連会社に対する投資－IFRS第3号企業結合（2008年改訂）とIAS第27号連結及び個別財務諸表（2008年改訂）が持分法に与える影響
- ・ IAS第32号金融商品：表示－プットブル金融商品及び永久金融商品分類（Classification of puttable and perpetual instruments）
- ・ IAS第37号引当金、偶発債務及び偶発資産/IAS第38号無形資産－

規制資産と負債 (Regulatory assets and liabilities)

- IAS第39号金融商品：認識と測定－認識の中止 (Derecognition)
- IAS第39号金融商品：認識と測定－活発でない市場における金融商品の公正価値測定：割引率の決定 (Fair value measurements of financial instruments in inactive markets: determining the discount rate)

上記のうち、規制資産負債 (Regulatory assets and liabilities) について紹介する。

IFRICは、規制産業に属する企業が、監督官庁又は政府による料率規制 (rate regulation) の結果、資産又は負債を認識できるかについて質問を受けた。2008年11月会議で、IFRICは、まず背景となる情報を詳細に検討した。

### (1) 料率規制とは何か

電気・ガス業界などの公共性の高い規制産業においては、政府によって認められた料率 (Rateという) を顧客に課金する。料率決定方法は各国さまざまであるが、代表的な例として、コストオブサービス法 (Cost of service) 若しくはプライスカップ法 (Price Cap) がある。前者は、コスト予算額にマージンを乗せて料率を決定する方法である。実際発生コストをみて、翌期の料率を調整する。後者は、料率に各期上限を設ける方法である。この場合、実際発生コストが料率を超える場合、コスト回収ができないリスクがある。

### (2) 関連する会計基準と会計実務

米国会計基準SFAS第71号は、コストオブサービス法における規制資産負債の認識を認めている。実際発生コストが料率を上回った場合 (す

なわち赤字の場合)、規制によって超過コストを将来回収できることが保証されれば資産認識できる (規制資産の認識を認めている)。逆に、発生コストが過小な場合、超過利益が将来発生するコストに充当されると考えられれば、当該金額を負債認識する (規制負債の認識を認めている)。

IFRSでは規制資産負債に関する会計基準はないが、主要会計事務所のファームガイダンスが金融資産負債の定義を満たさない限り規制資産負債認識を認めないことで一致していることから、実務において実務上のばらつき (divergence in practice) は見受けられないようである。

### (3) 想定されるIFRSでの取扱い

IFRICは下記の点について議論した。委員により見解は異なった。

- IAS第38号に定める無形資産認識要件 (識別可能性 identifiable、支配 control、将来の経済便益 future economic benefits) 若しくはIFRIC第12号サービス譲与契約に定める無形資産認識要件 (公共施設利用に対する課金権) を満たすか。
  - IAS第32号に定める金融資産負債認識要件を満たすか。
  - IAS第37号に定める負債認識要件を満たすか。
- IFRICは、アジェンダ基準を満たすかについて検討した。
- 料率規制は広く影響のある論点であり、規制業種に属する企業の経済環境に与える影響は甚大である。
  - 実務において実務上のばらつき (divergence in practice) は見受けられないようである。
  - この論点を解決するためには、フレームワークに規定する資産・負債の定義を検討するとともに、

フレームワークと1つ又は複数のIFRSとの相互関係を検討することが必要である。

本論点は、現在進行中のボードプロジェクトで特段検討されていないものの、複数のプロジェクトに関連する。IFRICは、主に実務での取扱いがまちまちではないことを理由に、アジェンダ基準を満たさないと仮決定した。

当該論点は、2008年11月のSAC会議及び2008年12月のボード会議で新規ボード・プロジェクト (規制料率活動 (Rate-regulated activities)) として承認された。スタッフによるプロジェクト提案によれば、ボードは2009年内に公開草案を公表するとしている。

### 〈注〉

- 1 Near-final draftとは、IFRICミーティングで承認された解釈指針ドラフトのことをいい、ボードの最終承認を受ける前に一般に公開される。ただし、デュープロセス上強制されているわけではない。
- 2 IFRS第3号IE28項は、「顧客との関係は、(a)企業が顧客に関する情報を有しており、顧客との日常的な接触がある場合、(b)顧客が企業と直接の接触ができる場合、企業と顧客の間に存在する。顧客との関係は、取得日に契約が存在するか否かにかかわらず、企業が顧客との間に契約を締結する慣行があれば、無形資産としての識別に適用される契約上の権利又はその他の法的な権利の要件を満たす。顧客との関係は、販売部門若しくはサービス部門の代表者による日常的な接触など契約以外の手段を通じても生じる。」としている。